

# 2015 犬山プレミアム商品券推進事業 参加店 募集のご案内

犬山商工会議所では、地域における消費喚起を促すとともに、市外への消費流出の防止及び市内中小商業者の育成と商店街の魅力づくりを推進するため、「2015 わん丸君プレミアム商品券」発行事業を実施することになりました。

つきましては、本事業の趣旨にご賛同いただき、ご協力いただける参加店の募集をいたしますので、ぜひとも、この機会にご参加賜りますようご案内申し上げます。



## 1. 商品券の概要

- ① 商品券名 2015 わん丸君プレミアム商品券
- ② 発行総額 2億9400万円
- ③ 額面額 @500円券1種  
☆プレミアム商品券は、12,000円分（@500円券×24枚1セット）を10,000円で販売！
- ④ 券種 プレミアム商品券は、中小店限定券（中小店でのみ使用可6,000円分）と  
全店共通券（中小店及び大型店で使用可6,000円分）を1セットとして販売！

## 2. 商品券の販売期日及び場所

商品券の販売は、7月4日（土）から一斉販売します。

犬山国際観光センター「フロイデ」、犬山市南部公民館、楽田ふれあいセンター、善師野公民館

7月4日（土）、5日（日）

大型店（2カ所）、中小店（1カ所）

7月4日（土）～ 完売まで

犬山商工会議所（上記公共施設での販売が終了した場合は販売しません）

7月6日（月）～完売まで（土・日・祝日を除く）

## 3. 商品券使用可能期間

平成27年7月4日（土）から平成27年10月31日（土）までの約4カ月間

## 4. 事業のPR方法

- ① チラシ（参加店一覧表：8ページ）を作成し市内の全戸へ配布
- ② HP（プレミアム専用ページにリンク）に、事業所名、郵便番号、住所、地区、業種、電話番号、取扱商品、特典、クーポン券、お店の紹介文、商品又は店舗の写真を掲載
- ③ 消費者に周知するため、市広報、マスコミ、携帯メール、プレミアム手形等によるPRを実施

販売促進 店舗・商品PR  
に活用しよう！！

## 5. 参加店の登録（犬山市内の店舗に限ります。）（いずれも消費税込）

- ① 犬山商工会議所会員の事業所

中小店登録料	1店舗	500円
大型店（店舗面積1000㎡以上）登録料	1店舗	50,000円
- ② 犬山商工会議所非会員の事業所

中小店登録料	1店舗	5,500円
大型店（店舗面積1000㎡以上）登録料	1店舗	100,000円



## 6. 登録の申込締切日

5月18日（月） ※左記期限内にお申込みいただくと、市内全戸へ配布するチラシ（参加店一覧表）に掲載します。

## 7. 市内全戸へ配布するチラシ

### (1) 参加店一覧表(カラー8ページ)への拡大広告、クーポン券について

- ① 地区別・業種別に参加店名、特典・クーポン券の有無、電話番号を掲載します。  
 今回、プラス 10,000円(消費税込)で、4倍程度のスペースを準備します。

記載例

<p>1 ○○商店 ☎61-1234 特典 クーポン</p>	<p>60 ○○○○店 ☎61-1234 特典 クーポン</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>写 真</p> </div> <p>当店自慢の○○商品 毎日先着 10名様限り半額で販売</p>
------------------------------------	---

通常の参加店

拡大広告申し込んだ場合の参加店

店名、特典・クーポン券の有無、電話番号の記載は必ず。余白は自由に使用可

### ② クーポン券

消費者が切り取って参加店へ持参すると、記載された特典が受けられるようクーポン券を掲載します。クーポン券の掲載費用は無料です。

記載例

<p>犬山 2 2 ○○商品 50%OFF ○月○日～○月○日までの期間 ○○商店</p>	<p>羽黒 1 9 7 500円以上お買上げの方 すてきな粗品進呈 ○○商店</p>	<p>楽田 2 1 9 次回割引券 500円進呈 1000円以上お買上げの方 ○○店</p>
---	--	--

### (2) 特典一覧表(A4カラー両面)

特典を実施する事業所のみ、別にチラシを作成します。期間中、消費者から申し出があった場合、チラシに掲載した特典を提供していただきます。

## 8. 登録の申込方法

別紙申込書に必要な事項を記入の上、登録料・広告費・同意書を添えて、犬山商工会議所へお申し込みください。

## 9. 説明会

### 研修会

日時 平成27年6月23日(火) 14時～16時  
 場所 犬山国際観光センター「フロイデ」2階 多目的研修室  
 犬山プレミアム商品券推進事業の概要、注意事項、換金方法等の説明並びに本プレミアム商品券事業を活用しての販売促進策についての研修を行います。

## 10. その他

- ① 換金手数料 大型店は換金額の2%、中小店は1%の手数料を換金時に徴収します。
- ② 換金方法 犬山商工会議所——名古屋銀行犬山支店振出の小切手で支払います。  
 市内指定金融機関一窓口にて参加店名義の通帳に入金します。
- ③ のぼり旗 参加店には、のぼり旗を準備します。なお、新規参加店はポールも準備します。  
 破損等でポールが必要な方は1本500円(税込み)で販売します。
- ④ 禁止事項 事業活動に伴う諸経費等の支払い及び参加店自体が商品券を購入し直接換金することはできません。別に同意書をご提出していただきます。  
 違反された場合、参加店資格を取り消します。
- ⑤ アンケート 購入者及び参加店アンケートにご協力いただきます。

## 11. 事業実施機関

お問合せ先

犬山プレミアム商品券推進事業実行委員会  
 犬山商工会議所 TEL 0568-62-5233 FAX 0568-61-3986



## 2015 犬山プレミアム商品券推進事業 参加店 同意書

犬山商工会議所が実施する「犬山プレミアム商品券推進事業」（以下、「本事業」という。）の趣旨に賛同し、参加申込をします。

なお、参加にあたっては、犬山プレミアム商品券推進事業実施要領のほか、下記の事項を遵守することに同意します。

### 1. 趣旨

国からの地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、地域における消費喚起を促すとともに、市外への消費流出の防止及び市内中小商業者の育成と商店街の魅力づくりを推進し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### 2. 参加店の遵守事項

#### ①商品券の使用

参加店は、消費者が商品券で物品の購入またはサービスを受けようとするときには、現金同様に取扱うものとする。ただし、商品券で代金を受領する際、釣銭が発生してもそれを支払わないものとする。

#### ②参加店の禁止事項

1. 参加店自体（家族を含む）が、商品券を購入して直接換金すること
2. 事業者間取引（商品・諸経費の支払い）に伴う代金を支払うこと

#### ③アンケートへの協力

本事業実施中及び終了後、事業の効果を検証するため、消費者及び参加店を対象としたアンケートに協力するものとする。

#### ④換金期日

平成27年11月30日（月）までに商品券の換金を終了するものとする。

### 3. 参加店の努力事項

#### ①商品券使用可能期間中の販売促進

7月4日（土）から10月31日（土）までの商品券使用可能期間中は、本商品券持参者等に対する独自企画や連携企画などの販売促進を積極的に行うものとする。

平成27年 月 日

店舗名

代表者名

⑩